

平成 3 1 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 4 日 開会

平成 3 1 年 3 月 1 5 日 閉会

美 郷 町 議 会

平成31年1回美郷町議会定例会会議録（第1日）

平成31年3月4日（月曜日）

◎開会日時 平成31年 3月 4日 午前10時00分 開会

◎散会日時 平成31年 3月 4日 午後 1時59分 散会

◎出席議員（11名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	6番	黒田 仁志君
7番	富井 裕瑞君	8番	森田 久寛君
9番	園田 義彦君	10番	那須 富重君
11番	甲斐 秀徳君		

◎欠席議員 な し

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 9番 園田 義彦君 10番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 尾田 靖君 書記 坂本梨津子君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	石田 隆二君
総務課長	小野 圭一君	税務課長	後藤 充君
企画情報課長	下田 光君	町民生活課長	田原 博文君
健康福祉課長	松本 博君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	藤本 政春君	教育課長	小田 広美君
地域包括医療局総院長	欠席	地域包括医療局事務長	中田広喜君
南郷支所長	瓶田 哲朗君	北郷支所長	日高 隆一君

◎会議の経過 別紙のとおり

平成31年第1回美郷町議会定例会 議事日程（第1）

平成31年3月4日
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 園田 義彦 議員
10番 那須 富重 議員
- 日程第2 会期の決定
3月4日 ～ 3月15日 12日間
- 日程第3 諸般の報告
(1)議長
(2)文教産業常任委員長
(3)総務厚生常任委員長
(4)入郷地区衛生組合議会議員
(5)日向東臼杵広域連合議会議員
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 同意第1号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
日程第7 同意第2号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
日程第8 同意第3号 東臼杵郡公平委員会委員の選任について
提案理由説明、一括質疑、一括討論、個別採決
- 日程第9 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更について
提案理由説明
- 日程第10 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第11 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について
提案理由説明

- 日程第 13 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 14 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
提案理由説明
- 日程第 15 議案第 10 号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 16 議案第 11 号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 17 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 18 議案第 13 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 19 議案第 14 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 20 議案第 15 号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 21 議案第 16 号 美郷町債権管理条例
提案理由説明
- 日程第 22 議案第 17 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
提案理由説明

- 日程第 23 議案第 18 号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 24 議案第 19 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 25 議案第 20 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 26 議案第 21 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 27 議案第 22 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 28 議案第 23 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 30 年度美郷町一般会計補正予算(第 6 号)
提案理由説明
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 30 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 32 議案第 27 号 平成 30 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 30 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 34 議案第 29 号 平成 30 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 35 議案第 30 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険診療
所事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 36 議案第 31 号 平成 30 年度美郷町国民健康保険病院
事業会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明

日程第 37 議案第 32 号 平成 31 年度美郷町一般会計予算

日程第 38 議案第 33 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業
特別会計予算

日程第 39 議案第 34 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別
会計予算

日程第 40 議案第 35 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事
業特別会計予算

日程第 41 議案第 36 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別
会計予算

日程第 42 議案第 37 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業
特別会計予算

日程第 43 議案第 38 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療
所事業特別会計予算

日程第 44 議案第 39 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院
事業会計予算

施政方針の説明

日程第 45 発委第 1 号 第三セクター調査特別委員会設置に関
する決議

提案理由説明、質疑、討論、採決

平成 3 1 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

平成 3 1 年 3 月 4 日

美 郷 町 議 会

会 議 録

平成 3 1 年 3 月 4 日
午 前 1 0 時 開 議

【事務局長 尾田 靖】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

一雨ごとに春めいてきたきょうこのごろでございます。国道 3 2 7 号線、石峠付近の山桜も咲き、春を感じられるようになってまいりました。

高校生も卒業式を 1 日に迎えました。県議会でも、黒木正一議員の卒業一般質問があり、傍聴にでかけたところです。諸塚の議長ほか 2 名と知事の奥さん、知人の方も参加していただきました。3 期 1 2 年間、この山間地のさまざまな問題を取り上げていただきました。

今回は、農林業の振興対策、鳥獣害対策、教育政策、医療福祉、過疎法などを再度、最後の締めとして質問されました。最後にはやっぱり胸にじんと来るものがありました。

今までの功績、さまざまな陳情に同席していただきましたことに対しまして、感謝と謝辞を改めて申し上げたいと思います。

私個人では同級生として、また同じ農業研修生の仲間として、今後、地域のために頑張ってもらいたいと思っています。

1 月 2 3 日、町長以下 1 9 名で沖縄県豊見城市に姉妹都市盟約 3 0 周年式典に参加してまいりました。昭和 1 9 年 8 月に北郷村北郷小学校に 5 1 名の学童疎開があり、そのことが縁で今でも交流が続いております。あのころ小学校 2 年生の方々も、いまや 8 0 代になっております。当時、食べ物がなかった時代の恩義を感謝していることを、皆さんが言っておられました。

また、西郷村史を調べましたら、1 9 年 9 月 8 日に 4 4 名の学童と 7 名の引率者が来ていることがわかりました。

南郷村では、株式会社南都の創設者大城宗憲さんがおられます。やはり、当時の食についてお話しておられ、南郷への恩返しとして西の正倉院に 1 8 点に及ぶ高価な品物を寄贈されております。

今回、3 月 1 2 日にも、この南都の社員旅行で南郷に 4 班に分かれて、来られます。南郷温泉でジビエ料理を食べることになっております。沖縄ワールドなどの観光開発のノウハウを持っておられますので、またいいヒントなども聞きたいと思っております。

沖縄の方々には謙虚で義理がたい方が多いように感じました。今後も二世代、三世代とこのことが続くことを願っております。

今回、定例会は新年度予算の審議という大きな案件がございます。平成 3 1 年度は 5 月に平成から新元号へと移り変わります。また、要望活動が実を結びました。森林環境譲与税も動き出す予定です。1 0 月には、消費税が 1 0 % に引き上げられます。その消費税引き上げに伴う対策が幼児教育の無償化、社会保障の充実、低所得子育て世帯向けのプレミアム商品券、防災減災国土強靱化対策などいろいろと国

から示されております。

美郷町においても、こうした国・県の動向を的確につかみ、町民福祉の向上のため、いろいろな施策を行っていただきたいと思っております。

議員各位にはちょうど1年目を迎えました。今回は長丁場となります。十分な体調管理をして活発な議論をし、議員力、議会力の向上を期待したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、挨拶を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 甲斐 秀徳】

ただいまから、平成31年第1回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 甲斐 秀徳】

なお、金丸吉昌地域包括医療局総院長から診療業務のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 園田 義彦議員、10番 那須 富重議員を指名します。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

議会運営委員長 園田 義彦議員。

【議会運営委員長 園田 義彦】

平成31年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので報告します。

会期については、本日から3月15日までの12日間とし、会期日程はお手元に配布してあるとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月15日までの12日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

なお、3月15日の会議については、都合により特に午後2時に繰り下げて開くことにします。

会期中の会議につきましては、お手元に配布の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表に記載のとおりであります。請願については、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2、第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告がお手元に配布したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長報告は、お手元に配布の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、所管事務調査の結果等について、文教産業常任委員長、総務厚生常任委員長、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員からそれぞれ報告の申し出があります。

まず、文教産業常任委員会の報告をお願いします。

【文教産業常任委員長 森田 久寛】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

文教産業常任委員長。

【文教産業常任委員長 森田 久寛】

委員会調査報告

平成31年2月14日から15日、本委員会において調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 調 査 日 平成31年2月14日から15日

2. 調査の場所 熊本県天草市
3. 調査の目的 移住定住の取り組みについて
タブレット議会の取り組みについて
4. 調査者 文教産業常任委員、議会事務局長、企画情報課担当者
5. 調査の概要

天草市は、平成18年3月27日に2市8町が合併し誕生した。
地形は、ほとんどが山林で占められ、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が展開し、海岸線沿いに国道・県道などが配置、整備されている。

冬は暖かく、夏は比較的涼しい、海洋性の気候を生かした農業や豊かな水産資源を生かした産業、それに多くの観光資源にも恵まれております。

人口は合併時には10万人ほどだったが、現在8万1,000人程度で推移をしているようにございます。

①移住・定住の取り組みであるが、平成20年から移住政策に取り組み、大きな柱として、住まいの支援、仕事の支援、暮らしの支援の対策を行い、10年間で233世帯、469人が移住をしております。

特に、60歳未満の移住者が約7割で、20歳から39歳が最も多いようです。

平成27年の国勢調査では、天草市の人口は8万2,739人で、平成22年との人口比較では7.1%の減少にとどまっているということでございます。

住まいの支援では、空き家等情報バンクを充実をしております。

また、定住促進奨励金などの支援制度も充実をしている。お試し滞在施設の活用により、天草市での空き家を探したり仕事を探したりできる環境を整備をしている。

仕事の支援では、国の支援事業を活用するとともに、市独自での支援を充実をしております。

また、起業創業資金支援事業により移住して起業する環境づくりも整備をしている。

暮らしの支援では、子育て支援施策を中心に天草市に住んでいる子供を育てやすい環境づくりを行っている。また、2名の移住・定住コーディネーターを配置し、充実した相談支援も実施をしている。

②タブレット議会の取り組みでは、平成27年11月に議会においてタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入をした。ペーパーレス化と経費削減を目的に行った。最初はタブレットと紙の両方を使い会議を行っていましたが、短期間で全議員がタブレットの操作ができるようになったため、短期間でタブレット議会を本格運用することになったとのことでもございました。

以上です。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、総務厚生常任委員会、入郷地区衛生組合議会及び日向・東臼杵広域連合議会の3つの報告を、園田義彦議員より報告をお願いします。

【総務厚生常任委員長 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

総務厚生常任委員長。

【総務厚生常任委員長 園田 義彦】

委員会調査報告

平成31年1月22日、23日、本委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査日 平成31年1月22日、23日
2. 調査場所 福岡県福岡市ほか
3. 調査目的 ICTセミナー福岡（タブレット議会研修）及び九州中央自動車道の現況調査（熊本県御船町から山都町までほか）
4. 調査者といたしまして総務厚生常任委員、議会事務局長でございます。
5. 調査の概要

① ICTセミナー福岡（タブレット議会研修）について、先進議会として長崎県壱岐市議会の赤木議員による講演とペーパーレス会議システムについての説明が行われた。

平成30年11月時点で約150の議会等で導入されており、宮崎県では日南市議会と五ヶ瀬町議会が導入している。

導入形態として、議会先行が60%で執行部との連携導入が35%という割合であるが、最近では従来の議会先行型より議会と行政の同時導入型が増加している傾向とのこと。ペーパーレス化や業務の効率化、並びに業務にかかわる人件費、時間コスト等を考慮すると導入効果は大きいと思われる。

また、導入に当たっては、紛失時の対応や禁止事項を定める使用規程などの整備も必要と思われる。

②九州中央自動車道の現況調査について

九州中央自動車道については、要望の成果もあり御船町の小池高山ICから山都町の山都中島西ICの10.8キロが平成30年12月16日に開通した。

また、高千穂日之影道路（延長5.1キロ）の一部区間である日之影町雲海橋交差点から日之影深角ICまでの2.8キロが平成30年11月11日に開通したことを受け、実際に通行して確認を行った。快適でかつ時間短縮もでき、利便性を感じた。

今後も、粘り強い要望活動と広域的な連携で早期に全線開通できるよう活動していくことの必要性を実感しました。

次に、入郷地区衛生組合議会報告

1. 会期 平成31年2月14日
2. 場所 入郷地区衛生組合
3. 出席者といたしまして私と富井 裕瑞議員でございます。
4. 議案審議（管理者提出議案）

議案第1号 平成30年度入郷地区衛生組合一般会計補正予算(第2号)
※予算の組みかえ等でありまして、光熱水費不足額の更正、修繕料不用額の更正などで原案可決ということでありました。

議案第2号 平成31年度入郷地区衛生組合一般会計予算
歳入歳出予算額ともに 9,940万3,000円で原案可決ということでございます。

資料といたしまして、裏面に記載のとおりでございます。

議案第 3 号 東臼杵郡公平委員会委員の同意を求めることについて

同意第 1 号 …門川町 本田芳秋氏

同意第 2 号 …椎葉村 松岡鍾氏

同意第 3 号 …美郷町 鎌田雄二郎氏

以上 3 名で原案同意可決ということでありませう。

次に、日向東臼杵広域連合議会定例会報告

1. 会 期 平成 3 1 年 2 月 1 4 日

2. 場 所 日向市市議会議事堂

3. 出席者 甲斐秀徳議長と私でございませう。

4. 議案審議(広域連合長提出議案)

議案第 1 号 平成 3 0 年度日向東臼杵広域連合補正予算(第 1 号)

概要は斎場施設及び清掃センターに係る所要額が不足することに伴う組みかえ補正によるもので原案可決でございませう。

議案第 2 号 平成 3 1 年度日向東臼杵広域連合予算

歳入歳出予算額 6 億 5 0 0 万で原案可決ということございませう。

資料といたしまして、別紙の平成 3 1 年度日向東臼杵広域連合予算概要のとおりでございませう。

【議長 甲斐 秀徳】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

石走る垂水の上のさわらびの萌え出づる春になりけるかも。一雨ごとに春が近づいてまいったようであります。

本日から 1 5 日まで 1 2 日間、平成 3 1 年美郷町議会定例会の開催であります、よろしく願いいたします。

幸いにして美郷町は統一地方選挙から外れておりますので、しっかりと議論をしていきたいと思っております。

それでは、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命

とすることとされております。

現在本町では、4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち2名が平成31年6月末をもちまして任期満了となります。

諮問第1号の北郷宇納間613番地1在住の岩倉恵子氏は、平成25年7月から人権擁護委員として御尽力いただいております、現在2期目の任期を務めていただいております。

岩倉恵子氏は、これまでの経験もあり責任感も強く、最適任者として考えますので、引き続き再任いただきたく推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩をいたします。

(休憩：午前10時23分)

(再開：午前10時24分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

諮問第1号でも申し上げましたが、本町の4名の人権擁護委員のうち2名が平成31年6月末をもちまして任期満了となります。

西郷田代604番地在住の平田幾次郎氏は、平成28年7月から人権擁護委員として御尽力いただいております、現在1期目の任期を務めていただいております。

平田幾次郎氏は、これまでの経験もあり責任感も強く、最適任者として考えますので、引き続き再任いただきたく推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「 討論なし」 の声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩とします。

(休憩 : 午前 10 時 26 分)

(再開 : 午前 10 時 27 分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

諮問第 2 号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「 異議なし」 の声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第 6 同意第 1 号 東白杵郡公平委員会委員の選任について
日程第 7 同意第 2 号 東白杵郡公平委員会委員の選任について
日程第 8 同意第 3 号 東白杵郡公平委員会委員の選任について

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

同意第 1 号から同意第 3 号までの 3 件を一括議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「 異議なし」 の声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、3 件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、同意第1号から同意第3号東臼杵郡公平委員会委員の選任について、3つの同意議案を一括して提案理由を申し上げます。

東臼杵郡公平委員会は3人の委員で構成され、職員の給与や勤務条件に係る措置要求の審査などを行う行政委員会の一つとして、地方公務員法第7条第4項の規定に基づいて、門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村及び入郷地区衛生組合の2町2村1組合で共同設置された機関であります。

本会の委員の選任につきましては、東臼杵郡公平委員会の共同設置に関する規約第4条の規定に基づき、共通の候補者を議会の同意を得た上で選任することになっておりますが、現委員は、平成31年3月31日で任期満了となります。このため、関係町村において、後任の人選を進めてきた結果、1人の委員は再任、2人の委員は新任として、それぞれの町村等の議会に提案することになっております。

そのうち、同意第1号 門川町の本田芳秋氏につきましては、現委員であり識見ともにすぐれ、委員長職務代理として委員の任務も熟知されております。

また、同意第2号 新任である本町の鎌田雄二郎氏につきましては、昭和55年4月から西郷村役場職員として勤務され、以来、福祉課長や福祉保健課長等を歴任され、公正忠実に職務を遂行され識見ともにすぐれた方であります。

また、同意第3号の椎葉村の松岡鍾氏につきましては、椎葉村役場において議会事務局長、総務課長等を歴任され、人格識見高く強い責任感をお持ちであります。

また、過去にも平成23年4月から1期4年間、本委員会の委員を務められており、委員の任務も熟知されております。

以上、3名につきましては、公平委員として最適任者と認められており、関係する町村長から推薦を受けておりますので、御理解賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は4年となっており、同意いただいた後の任期は平成31年4月1日から新元号5年3月31日までの4年となります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

同意第1号から同意第3号までの3件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、3件を一括して質疑を行うことに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、3件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

同意第1号から同意第3号までの3件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、3件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、3件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、同意第1号 東臼杵郡公平委員会委員の選任についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、同意第1号 東白杵郡公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、同意第2号 東白杵郡公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

次に、同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、同意第3号 東白杵郡公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第9 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第4号 定住自立圏形成協定の一部変更について提案理由を申し上げます。今回の変更は定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例に基づき、平成22年1月に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、延岡市との連携する地域医療取り組み内の検診体制の構築の削除であります。

延岡市が市内医療機関で実施している子宮がん検診（個別検診）に関して情報共有することを計画していましたが、これまでの連携した取り組みの中で、情報共有を実施することができました。

その結果、検診委託料や検診内容について各市町村に違いがあるため、各市町村の実績に応じた検診委託料や検診内容で実施するため、延岡市と協議の上具体的取り組みから削除することといたしました。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第10 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第5号から議案第7号までの3件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、3件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第5号から議案第7号までの、公の施設の指定管理者の指定につ

いて、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

現在、田代保育所、うなま保育所、神門へき地保育所につきましては、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っていますが、指定期間が本年3月31日までとなっております。

昨年11月、公募を行ったところ、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会から申請があり、選定委員会による審査の結果、議案書のとおり同協議会を指定管理者の候補者として選定をいたしました。

平成31年4月1日からも、再指定を行いたく、地方自治法第244条の2第6項に基づき、本案を提案するものであります。

なお、指定期間は、新元号4年3月31日までの3カ年間となっております。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第13 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第8号と議案第9号の2件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、2件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第8号及び議案第9号までの、公の施設の指定管理者の指定について、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

公の施設の設置の目的を効果的に達成するために指定管理者制度を導入し、管理を行っている町の公の施設の中で、美郷町立南郷歯科診療所及び美郷町立北郷歯科

診療所の指定管理者の管理期間が平成31年3月31日をもって終了することから、このたび公募を行ったところ、美郷町南郷歯科保健協会及び美郷町北郷歯科保健協会により申請がありました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、議案第8号 美郷町立南郷歯科診療所につきましては美郷町南郷歯科保健協会を、議案第9号 美郷町立北郷歯科診療所につきましては美郷町北郷歯科保健協会を指定管理者候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。指定期間は平成31年4月1日から新元号4年3月31日までの3年間です。

なお、同様に管理期間が終了する西郷歯科診療所につきましては、現歯科医師の加療・療養に伴い、今後の当該歯科診療所の運営が不可能であるとの判断から、新たな歯科医師の確保に努めるものとし、今回の指定は行わないものであります。

以上であります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第15 議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

行政組織の編成につきましては、地方自治法第158条に基づき条例で定めることとされております。

また、平成15年7月17日付の総務省通知において、地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、「事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないこと。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるように見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のある方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと」と通知がなされているところであります。

現在、第3次美郷町職員適正化計画を遵守し、年次的及び計画的な採用により職員数適正化を進めているところでありますが、現在の山積している行政課題等に即

応するためには、組織の再編検討は避けて通れない課題であります。

町制施行後、14年を迎えた今、町全体を一体的な見地で政策展開を担う抜本的な組織再編が求められています。

今回、新たに政策推進室を設置することで、地方創生やふるさと納税の推進、農林業の活性化及び6次産業化など本来特化して取り組むべき施策に対して、組織的、系統的な取り組み強化が図られます。

現在は、職員数の減少によって、兼職が多く「浅く広く」の職員育成になっていますが、組織の一部見直しを図ることで、集約したマンパワーの中で職員も研さんを積み、職務遂行能力を高めていくことにより、専門性の高い職員を育成することができます。

さらに、人事異動の硬直化を解消し、職員の減少に対する組織再編が可能となることによって、人件費が抑えられると同時に、多くの備品等が共同して使用できるなど、目に見える行財政改革を進めることができます。

支所に設置する課につきましては、新たに「南郷地域課」「北郷地域課」として設置し、生活に最も身近な部分である窓口サービス部門を中心としながら、地域の窓口として本所所管課と連携を図りながら、あらゆる相談業務に対応することといたします。

今回の条例改正はこれらのことを目的として改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第16 議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第11号 美郷町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員及び事務職員の定数については、地方自治法ほか関連法令の規定により、条例で定めることとされており、

当条例に定める職員の定数と職員の実数とに乖離が生じていることから、今回、現状の職員数に即して改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第17 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例第3条第3項において、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は別表第4で定められています。

議案第10号美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例で御説明させていただきましたように、今回、重要施策に特化して取り組むため「政策推進室」を新たに設置することから、別表第4で定める職務分類表の職務の名称に本推進室の責任者として、新たに管理職となる「室長」を加えるとともに、室長を補佐する「室長補佐」を加える必要が生じたことから改正するものであります。

以上であります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第18 議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町の職員等の旅費に関する条例には、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料の規定がないことから、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて改正を行うものです。

食卓料は、水路及び航空機による旅行の場合に支給される食費に充てる経費であり、宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮した旅費です。

また、移転料、着後手当、扶養親族移転料については、派遣等の赴任に伴う住居の移転が行われた場合に支給される旅費です。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【【議長 甲斐 秀徳】

日程第19 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、我が国においては長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のため、働き方改革が進められており、働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律が成立しました。

また、平成31年2月1日に人事院規則15-14の一部を改正する人事院規則が公布されるとともに、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部を改正する通知及び「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」が発出され、平成31年4月1日から施行されることから、地方公務員法の趣旨に添い、これらの内容を踏まえ、超過勤務命令の上限時間等について平成31年4月より適用すべく条例を改正し、上限時間等の必要な事項を規則で定めるものです。

人事院規則15-14の一部改正の概要は、民間労働法制の改正を踏まえ、長時

間労働の是正措置として超過勤務命令の上限時間を1カ月について45時間かつ1年について360時間、他律的業務の比重の多い部署に勤務する職員は1カ月について100時間未満かつ1年について720時間と設定する等の改正となっております。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、7分間の休憩をとります。

11時より、再開いたします。

(休憩：午前10時53分)

(再開：午前11時00分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第20 議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第15号 美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

近年、団員の高齢化に伴い退団者が増加する一方で、若年層人口の減少など消防団員の確保が厳しい状況にあります。

今回の改正は団員減少対策の一つとして定年年齢の引き上げを行うことにより、団員報酬の支給対象者が変更となるため、上程するものであります。

非常備消防自治体の本町は、行政と消防団及び関係機関が協力しながら、多種多様化また大規模化する災害等に対応しなければなりません。

今後も町民の皆様の御理解と御協力を得ながら、機能的で効率的な消防団体制を目指して参る所存でありますので御理解を賜りたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第21 議案第16号 美郷町債権管理条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第16号 美郷町債権管理条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、美郷町債権管理マニュアルに基づき、町税、公課及びその他の債権に関し、債権管理に関する事務処理の基準等を定め、自主財源の確保に努めます。

また、債権管理事務については、その債権によって根拠となる法令や執行手続が異なるなど事務が煩雑であるため、この条例により債権管理全般の事務処理等を適正に進め、町税等収納改善対策検討委員会のもと、全庁的に、債権回収に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑を行った後、総務厚生常任委員会へ付託して審議を行ってまいります。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第22 議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第17号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2の規定に基づき、条例で定めなければならない放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準につきまして、今般、学校教育法が改正され、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられることとなった事に伴い、厚生労働省令で定めます放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、美郷町条例についても一部改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第23 議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第18号 美郷町簡易水道給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日で施行されることに伴い、美郷町簡易水道給水条例第42条第8号に規定する布設工事監督者の資格の見直しを行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第24 議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第19号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、南郷水清谷地区におきまして、ジビエ解体加工施設を建設中であり、3月中には完成、平成31年度4月から本格稼働予定であります。

この施設の使用に際し、使用者から使用料を徴収するため、年額を6万円以内とした一部を改正する条例を提案したところであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第25 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律について一部改正（平成27年9月4日公布）が行われたことに伴い、農地利用の最適化という国の農政の最優先課題について、農業委員会の業務が従来から増加しました。ふえた業務に取り組むため、国より農地利用最適化交付金が交付されることに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬の上乗せ支給（活動と成果の実績を反映したもの）を可能にするため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正をするものであ

ります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第26 議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第21号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このことにつきましては、平成29年度（繰越）学校環境改善交付金事業により、南郷神門地区に教職員住宅2棟を整備しておりましたが、今年度の完成を迎えることができ、平成31年4月より教職員住宅として活用するため、当該条例に追加するものであります。

また、今後も教職員住宅として入居、活用が見込めない住宅について、地域貢献、経済の活性化を図ることを目的として、建設課へ移管を行い美郷町の町営住宅として活用するため当該条例を改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第27 議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第22号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

先ほどの議案第21号で説明したとおり、教職員住宅からの移管を受け、一般住民への利用促進及び定住促進を図るため、また、町営賃貸住宅として適正な管理に努めるため、当該条例の一部改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第28 議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第23号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

若宮神楽伝承館及び島戸神楽伝承館については、郷土の伝統文化を保存、継承し、地域の活性化と文化の向上を図る重要な施設であります。両施設ともに地域により管理がなされているところであり、今回、その実績に応じて公の施設条例から削除する所要の改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第29 議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第24号 平成30年度美郷町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,281万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を75億7,498万8,000円とするものです。

主な補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

町税に1,884万8,000円の追加、個人分810万円の増額、固定資産税1,100万円の増額が主な理由です。

地方交付税に414万8,000円の追加、普通地方交付税の追加交付によるものです。

国庫支出金は4,255万4,000円の減額、障がい者自立支援給付費負担金、保育所国庫負担金など民生費国庫負担金1,464万6,000円の減額、災害復旧費国庫負担金266万8,000円の減額、防災安全交付金などの土木費国庫補助金2,604万円の減額など、事業費の見込み額の確定による減額が主な理由であります。

県支出金は523万9,000円の減額、国の補正予算に伴う地籍調査事業補助金1,698万6,000円などの増額もありましたが、障がい者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、民生費県負担金全体で1,698万9,000円の減額、災害復旧費県補助金656万円の減額、選挙委託金など県委託金280万円の減額。全体としては523万9,000円の減額となりました。

財産収入に401万3,000円の追加、その他住宅使用料45万4,000円の増額、教職員住宅使用料33万1,000円の増額、公有林立木売払収入293万8,000円の増額などが主な理由であります。

寄附金に3,529万4,000円の追加、ふるさと応援寄附金3,652万5,000円の増額が主な理由です。

繰入金は2億4,697万2,000円の減額、歳出全般の減額に伴う財政調整基金繰入金の減額が主な理由です。

町債は3,560万円の減額、過疎対策事業債を2,970万円増額しましたが、災害復旧事業債が4,560万円、辺地対策事業債が1,610万円それぞれ減額になったことが主な理由であります。

歳出につきましては、全体的には人件費をはじめとする経常的経費及び各事業の事業費の見込み額の確定による不用額の減額が主であります。

それでは款ごとに主な減額について説明をいたします。

議会費では、193万1,000円の減額、人件費及び旅費の不用額の減額です。

総務費では、2,939万8,000円の減額、主なものは、一般管理費の一般職・特別職人件費447万円の減額、財産管理費の公共施設維持管理作業班賃金198万1,000円の減額、企画費の地域おこし協力隊報酬432万円の減額、税務総務費の一般職員人件費397万円の減額、選挙費の県知事選挙費及び県議会議員選挙費合わせて225万5,000円の減額などです。

民生費では3,267万2,000円の減額、主なものは、社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金221万9,000円の減額、一般職員人件費1,030万の減額、老人福祉費の介護予防・生活支援事業委託料316万3,000円の減額、障害福祉費の障害福祉サービス費740万円の減額、児童福祉総務費の児童生徒医療助成440万5,000円の減額、子供・児童手当費390万5,000円の減額などです。

衛生費では、1,618万円の減額、主なものは、保健衛生総務費の一般職員人件費780万円の減額、予防費の各種健診事業費674万円の減額、予防接種費263万円の減額、いきいき温泉健康づくり補助金195万3,000円の増額などです。

農林水産業費では3,074万6,000円の減額、主なものは、農業振興費の農業次世代人材投資事業交付金150万円の減額、就農者対策事業補助金108万8,000円の減額、新規就農給付金184万円の減額、畜産業費の繁殖雌牛導入事業補助金782万円の減額、一般職員人件費215万円の減額、農地費の中山間地域総合整備用地登記委託料150万円の減額、地籍調査費の地籍調査事業委託料2,368万円の増額、林業振興費の町単森林整備事業補助金1,255万9,000円の減額、町単椎茸経営強化促進事業補助金のうち菌種購入補助金157万6,000円の減額、同じく、椎茸原木供給補助金130万8,000円の減額、県単社会保険等整備事業補助金168万9,000円の減額、ジビエ解体処理施設備品購入費170万円の減額、町有害鳥獣対策協議会運営補助金330万円の増額、林道整備費の県営林道整備事業負担金711万3,000円の減額、トンネル点検業務委託料146万2,000円の減額などです。

商工費では、715万6,000円の減額、商工振興費の商工業振興サポート補助金264万8,000円の減額、観光振興費の観光協会運営費補助金272万2,000円の減額が主なものです。

土木費では、6,042万1,000円の減額、主なものとしては、道路新設改良費の防災安全交付金事業のうち道路環境整備に係る測量設計委託料、工事請負費など合わせて3,930万円の減額。一般住宅対策費の町単一般住宅支援事業補助金865万円の減額、河川砂防費の県急傾斜崩壊地対策事業負担金300万円の減額、町単災害関連急傾斜地崩壊対策事業補助金169万6,000円の減額などです。

教育費では、3,283万8,000円の減額、主なものとしましては、事務局費の高校生就学支援補助金120万円の減額、学校施設長寿命化計画策定業務委託料109万円の減額、特別支援教員に係る臨時教諭賃金280万円の減額、学習サポート支援員に係る臨時教諭賃金150万円の減額、スクールバス運営費の運転手臨時雇用賃金130万円の減額、小学校管理費の用務員臨時雇賃金155万円の減額、幼稚園費の幼稚園教員人件費406万円の減額、臨時教員人賃金270万円の減額、文化財保護費の文化財施設維持補修工事請負費165万5,000円の減額などです。

災害復旧費では、1,321万7,000円の減額、主なものは、農地・農業用施設災害復旧事業費の町単農地・農業用施設災害復旧工事費280万円の減額、林業施設災害復旧費の現年発生林道施設に係る補助災害復旧工事費200万円の減額、町単林道施設災害復旧工事費120万円の減額、道路橋梁災害復旧費の現年発生公共土木施設に係る補助災害復旧工事費400万円の減額、単独災に係る災害査定測量設計委託料250万円の減額などです。

公債費では、元金、利子あわせて2,500万円の減額、諸支出金では、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金あわせて1,308万5,000円の減額となりました。

また、繰越明許費は第2表、地方債の補正は第3表のとおりであります。
以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第30	議案第25号	平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第31	議案第26号	平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第32	議案第27号	平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
日程第33	議案第28号	平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第34	議案第29号	平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第35	議案第30号	平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)
日程第36	議案第31号	平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案25号から議案31号までの7件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、7件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第25号 平成30年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,520万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,790万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税の滞納繰越分としまして、一般被保険者分、退職被保険者分合計で498万6,000円、県支出金としまして、各種交付金の交付決定を受けまして、合計で2,414万3,000円を計上しております。

また、一般会計繰入金としまして、国民健康保険基盤安定繰入金額の確定により246万6,000円の減額、基金繰入金としまして145万8,000円を減額しております。

歳出予算につきましては、保険給付費としまして一般被保険者高額療養費を250万円、繰出金としまして国民健康保険病院事業会計及び国民健康保険診療所特別会計へ繰出金2,270万5,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第26号 平成30年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,931万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億350万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由は、平成30年度における各サービスの支出状況を踏まえて年度末までの歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

補正の主な内容は、歳入について平成30年度調定見込みにより介護保険料を3万4,000円の増、国庫支出金について介護給付費負担金を140万円の減、地域支援事業交付金について40万円の減、新たに市町村に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援する保険者機能強化推進交付金として130万6,000円の増、支払基金交付金については介護給付費交付金を224万円の減、地域支援事業支援交付金について56万円の減、県支出金については介護給付費負担金を120万円の減、地域支援事業交付金について25万円の減、それぞれ内示及び変更交付申請に基づき調整したほか、一般会計繰入金について介護給付費及び低所得者保険料軽減繰入金として560万4,000円を減額いたしました。

財政安定化基金貸付金につきましては、年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、予備費等の調整により財政安定化基金からの貸し付けを受けないことから900万円を減額しました。

歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費について年度末までの各サービス費の過不足を調整した結果、当初のサービス見込み量より大幅に減少したた

め、総額で1,000万円を減額しました。

以上の結果、不足する財源として、予備費により931万4,000円を充当いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第27号 平成30年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ772万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,356万円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎えて宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決定したため、歳出において広域連合納付金を448万8,000円減額するほか、厚労省との協議による低栄養重症化予防委託事業の内容変更及び健康診査委託業務実績に伴う委託料等の不用分として299万4,000円減額するものです。

歳入におきましても、後期高齢者医療保険料を47万7,000円増額するほか、歳出と同様の理由により一般会計繰入金を501万5,000円、受託事業収入を318万4,000円それぞれ減額をいたしました。

以上で、説明を終わります。

引き続きまして、議案第28号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ252万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,869万1,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、水道水質検査料から530万円、簡易水道施設整備工事から90万円を減額、簡易水道事業基金積立金に1,124万7,000円を追加しております。

歳入につきましては、現年度分水道使用料から90万円を減額し、滞納繰越分使用料に342万7,000円を追加しました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第29号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,725万4,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、農業集落排水施設電気料から46万円を減額、農業集落排水施設整備工事として中継ポンプ場のポンプ取りかえに46万円、農業集落排水事業維持管理基金積立金に143万7,000円を追加しております。

歳入につきましては、現年度使用料から70万円を減額し、滞納繰越分使用料に166万3,000円を追加いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第30号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,144万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,021万7,000円とするものであります。

主な歳出の補正内容は、本年度の実績見込みに伴う電気料等一般管理費の需用費84万円の増額、臨床検査業務委託料50万円の増額、及び一般会計への繰出金5

00万円の増額、並びに予備費500万円の増額等であります。

主な歳入の補正内容は、平成30年1月から12月までの診療実績に伴う国保特別調整交付金事業等繰入金2,171万4,000円の増額、地域医療技術向上推進事業交付金40万円の増額、及び診療収入1,011万6,000円の減額等であります。

以上で、説明を終わります。

最後になりましたが、議案第31号 平成30年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。今回の補正は収益的収支につきましては収入予算の組みかえでありますので、収支総額の増減はございません。

内容につきましては、収益的収入において医師確保対策経費にかかる国保特別調整交付金の事業確定による補助金の増額分1万8,000円の予算組みかえでございます。

資本的収支につきましては、資本的収入の97万3,000円の増額、及び資本的支出の25万2,000円の増額でございます。

内容につきましては、資本的収入において、医療機器整備にかかる国保調整交付金の事業確定による補助金の増額が97万3,000円、資本的支出において、企業債償還金の金額確定による増額が25万2,000円でございます。資本的収支の差額につきましては、損益勘定留保資金で補填いたします。

以上で、説明を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

ここで、休憩いたします。

13時より再開いたします。

(休憩：午前11時36分)

(再開：午後 1時)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 甲斐 秀徳】

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第37 | 議案第32号 | 平成31年度美郷町一般会計予算 |
| 日程第38 | 議案第33号 | 平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第39 | 議案第34号 | 平成31年度美郷町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第40 | 議案第35号 | 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業
特別会計予算 |
| 日程第41 | 議案第36号 | 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第42 | 議案第37号 | 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第43 | 議案第38号 | 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業 |

特別会計予算

日程第44 議案第39号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

議案第32号から議案第39号までの8件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、8件は一括議題とすることに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】【5：43】

それでは、平成31年度の施政方針について、説明をさせていただきます。

平成31年度美郷町施政方針。

本年は、私が町民の負託を受け、町長に就任してから2年目を迎え、これからが正念場で、1年間の実績と反省を踏まえて真価を問われる意義深い年であるものと考えております。

新年度の予算及び関連議案の御審査をお願いするに当たり、私の政治信条であります「町民とつくる対話と協働の町政」「信義誠実で透明性のある町政」「スピード感のある町政」を基本理念に、町民目線のまちづくり、持続可能なものづくり、思いやりのあるまちづくり、人財づくり、住みたいまちづくりの5点を目指す政策として、私の所信の一端を述べさせていただきます、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成30年12月7日に閣議決定された平成31年度予算編成の基本方針では、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」と成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、及び生涯現役社会の実現を目指すため、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくこととしております。

予算編成に当たっては、構造改革はもとより金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせ、財政健全化への確実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命等を通じた「生産性革命」

の実現に向けての重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリ張りの利いた予算編成としています。

その中で、国の平成31年度一般会計総額は、前年度比3.8%増の101兆4,564億円となり7年連続で過去最大更新となり、当初予算として100兆円の大台を初めて超えました。

歳入では、税収が5.8%増の62兆4,950億円と伸びており、国債は9年連続で前年を下回り32兆6,598億円となり、歳入の32.0%を占めています。

税収が伸びているものの、今年10月に予定される消費税増税に備えた経済対策費の2兆280億円が押し上げ、社会保障費や防衛費も過去最大となっています。

歳出では、社会保障費が3.2%増の34兆587億円となり、歳出の33.6%を占めています。

地方財政対策においては、地方が一億総活躍社会の実現や、地方創生及び公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について1.0%増の62兆7,072億円となっています。

その中で、まち・ひと・しごと創生事業費(地方創生関連予算)については、昨年に引き続き1兆円が計上されています。また、一方で地方交付税については、1.1%増の16兆1,809億円となりました。

本町においても、美郷町人口ビジョン及び第1期美郷町総合戦略(平成27年から31年度)の総点検を経て、第2期総合戦略に向けて既存事業の加速化と新しい取り組みの推進を官民協働のもと取り組むこととして位置づけております。

その推進のためには、安心な仕事づくり、安心な住まいづくり、安心な暮らしづくり、安心な結婚・子育て支援の4つの基本目標をもとに、人口減少対策に取り組んでまいります。

本町の平成31年度予算の編成に当たっては、このような国の地方財政対策の状況を的確に捉え、平成32年度の普通交付税の合併算定がえ終了を見据えた上で、予算の選択と集中を行い、効果的かつ効率的に諸施策を推進すべく予算編成を行いました。依然として国及び地方を取り巻く課題は山積していますが、困難に真正面から向かい合い、しっかりと見きわめて本町施策を展開することが大事であります。

町の発展のため、本気で町民が一丸となって取り組む必要があります。政策展開に停滞は許されません。これからは「やれることをやる」のではなく「やるべきことをやる」時期であります。対話と協働を基本姿勢とし、町と議会と町民とが手をたずさえ、協働作業でまちづくりを進め、過疎からの脱却を目指していく所存であります。

私たちの町は、この地域が持つ人材や伝統文化など、地域資源や産業を結集し、美しい自然に恵まれた人情味あふれる町 美郷町として町制施行し14年目を迎えています。少子高齢化、人口減少、産業の担い手・後継者不足などの山積する課題に町民の皆様とともに話し合い元気で活力ある町を醸成するため、これまでの美郷町の礎を築いてこられた先輩方、現在、第一線で活躍している方、そして未来を担う子供たちがそれぞれの力を合わせることで美郷町はきっとよくなると確信をしております。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明いたします。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に地方創生の柱である農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、

農林業の振興と地域活性化を推進します。

また、農林業生産組織・基盤の強化・育成、6次産業化基本構想の策定・推進を展開するとともに、森林環境譲与税（仮称）を活用し、以下の対策にも積極的に取り組んでまいります。

①日本型直接支払制度、農業人材力強化総合支援事業等、国・県の農業政策を有効活用し、農家の経営安定や農地集積を図るとともに、受託組織の強化育成、法人化への誘導を推進し、耕作放棄地の解消を図り、農地を維持し環境保全に努めます。

②美郷町総合計画に定めた作物を中心とした生産目標達成に向け、生産組織等の強化育成を支援し、栽培面積の拡大・栽培技術等の向上を図ります。

③耕畜連携を推進するとともに、畜産農家や関係機関と連携を図り、増頭対策並びに防疫体制を推進します。また、飼料用米等の推進によって遊休農地化を抑制します。

④森林経営計画に基づき、森林整備や素材生産の振興を図ります。また、当該計画を実行するために素材生産事業体の強化、施業従事者となる後継者・担い手の確保、人材育成推進のため、宮崎県林業技術センター等関係機関と連携を密にし、さらには本年度開講のみやざき林業大学校を支援していきます。

⑤森林の多面的機能の発揮に配慮しつつ、標準伐期による施業を基本に、集約化による除間伐や長伐期施業等により、資源循環利用を促進する適切な森林整備を推進します。また、植栽未済地の発生を抑制するため、再造林の推進を強化していきます。さらに、県内でも発生している誤伐・盗伐に関しましては、県、警察、森林組合、関係機関と連携し、耳川流域からの発生を防止します。

⑥椎茸、木炭等の特用林産物の品質とブランド力の向上による価格の向上安定を図るとともに安定経営のため、原木供給体制の強化等、各種事業を支援します。さらに、新たな販路拡大による安定した収入確保と生産量の拡大に努めます。

⑦鳥獣被害対策につきましては、関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減を図ります。また、捕獲した鳥獣につきましては、ジビエ解体施設の稼働によりジビエ肉等として利活用することで新たな地域資源となるよう推進してまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度を継続的に支援します。今後も商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。

観光振興につきましては、一般社団法人美郷町観光協会が設立されましたので、民間であることの特性を生かした活動を担わせ、行政の枠組みを超えた地域連携による広域観光を推進します。また、町のマスコットキャラクターを積極的にイベントに活用する等、ホームページやマスメディア等による情報発信の強化に努めます。

あわせて（一社）美郷町観光協会と連携して地域固有の資源を活用した体験型・交流型の要素を取り入れたニューツーリズムの商品化を目指すとともにスポーツ系文化系合宿を誘致し、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適切な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国・県の補助事業等を活用し再整備に努めてまいります。

国道につきましては、国道388号において昨年牛山2工区が完成したことにより、平成20年度から進められてきた南郷牛山地区の改良工事が完了いたしました。

また、赤木工区が本年中に完成することで町制施行14年目にして町民の悲願でありました西郷・南郷間の改良工事が完了いたします。

今後は、北郷舟方工区の早期完了と南郷吐地区から椎葉村中山地区に至る未改良区間の新規事業化に向けて、また、松瀬工区的美郷町側への早期事業着手に向けて、これまで同様に関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線など計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、住民の通院などの移動手段を確保する必要不可欠な施策の一つであります。町地域公共交通計画及び日向・東臼杵地域公共交通再編実施計画に基づき、今後も運行実績や住民の意向などを十分検討しながら、町内の他の交通網なども含めた利便性の高い持続可能な総合交通システムになるよう関係自治体や交通事業者、宮崎県と連携しながら取り組んでまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

町の管理する簡易水道施設は、日々の生活に欠くことのできない基盤であり、安全な飲料水を安定して供給するため、適切な施設の改修更新と維持管理に努めます。

また、地域管理や個人管理の給水施設につきましては、簡易水道への統合を検討しながら、高齢化などにも配慮し、施設整備や維持管理の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

今日の環境問題は、消費生活の多様化により全国的にごみの排出量が増加しており、深刻な問題であります。本町を含む5市町村で構成する日向東臼杵広域連合と連携して圏域での統一した環境行政に取り組むとともに、資源循環型社会に対応した取り組みとして分別収集の徹底や生ごみの自家処理を支援し、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。

加えまして、不法投棄防止パトロール等の監視や高齢者世帯等のごみ出し支援に継続して取り組みます。

生活排水処理につきましては、快適な生活環境づくりや自然環境の保護のため、町内6カ所の農業集落排水施設処理の適切な維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の設置や維持管理につきましても引き続き支援してまいります。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や小丸川・耳川及び五十鈴川の三本の美しい河川が流れる自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行います。

また、節電・省エネの推進、脱温暖化行動の推進を実現するため、美郷町地球温暖化対策推進協議会と連携を図り、町民・事業者・行政のそれぞれの立場からお互いが協働して地球温暖化防止に向けた実践活動を積極的に推進してまいります。

7. 住宅環境の整備

町営住宅につきましては、公営住宅ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。

また、政策空き家や耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取り壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めてまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興等を目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築

を行う町民を支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験やインターンシップ等の事業実施するなどの移住者への支援に努め移住促進を図ります。

住まいにつきましては、空き家の除却や利活用、空き家等情報バンク登録への推進に向け官民一体となった取り組みを行います。

また、雇用に関しては無料職業紹介所の内容の充実を図り、町内外の求人情報を集約して移住者などについても情報提供できるよう努めてまいります。

9. 情報通信基盤の整備

庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。

また、マイナンバーを利用して国や地方公共団体との情報連携が可能となり、公的サービスがよりスムーズになりました。しかし、国や地方自治体が管轄している個人情報が多く共有されることから、さらにセキュリティ対策を強化してまいります。

地域情報化対策につきましては、CATVの整備も町内全域にわたりネットワークが構築されています。自主放送の充実を含めその安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、北郷地区におけるネットワーク光化事業を実施することで、町内の光化が整備されることとなり、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされます。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

10. 保健・福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりは住民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのため、従来まで特定健診を始めとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましては、1人当たり医療費が県内でも高額になっており、生活習慣病の占める割合が年々増加傾向にあることが憂慮されますことから、特定健診の事後フォローとしての個別指導を徹底して継続的に取り組み、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に専門チームにより戸別訪問による重症化させない指導助言に組み込み、被保険者の皆様の理解と協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

また、妊産婦健診や乳幼児健診等の充実により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど母子保健対策の充実を図ってまいります。

②社会福祉の充実

核家族化が進み少子高齢化に拍車がかかる中、誰もが住みなれた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには行政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりを進めてまいります。

③児童福祉の充実

DVや虐待が社会問題化している昨今、町民が安心して子供を産み育てる環境整備のため、町独自の施策として実施しています出産奨励祝い金の支給、子ども医療

費の助成、保育料の減免などの美郷ならではの子育て支援を引き続き推進するとともに、地域の見守り力の醸成を進め、関係機関と連携を密にした児童育成環境の充実に努めてまいります。

④高齢者福祉の充実

平成30年10月1日現在での本町における65歳以上の高齢化率は51.1%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。そのため引き続き、独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、食材の確保や調理が困難となる方がふえてきています。在宅高齢者の生活を支援する上で、配食サービスの充実は重要であると考えますので、需要に応じた供給体制の整備に努めます。

これまで「百歳でも元気に暮らせる町づくり」を理念として、高齢者みずからが健康寿命延伸に努め、生きがいをもって暮らせることを目指してきましたが、高齢者の自主的運動教室の取り組みを進めた結果、介護予防・医療費抑制それぞれの面において、徐々に効果があらわれてきていると考えるところです。また、運動だけでなく高齢者の居場所づくりとしても非常に有効に機能すると期待しており、さらなる推進に努めます。

高齢者の多くは住みなれた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法としての地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備と同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、健全な運営に努め、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきますが、国において保険料の軽減特例廃止の経過措置が講じられていくことから、対象となる高齢者への周知に万全を期してまいります。

⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当該者団体等との連携を図りながら、障がい者が住みなれた地域で社会と共生できるよう努めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

近年の母子・父子家庭等をめぐる情勢が変化する中で、ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えている世帯に対し、経済的に自立するための就業相談や医療費の助成などを実施してまいります。

11. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法とそれに準じての独立採算を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉を担うという政策医療機関の立場にもあります。今日まで一貫して、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う施設として、地域包括ケア及び在宅医療の推進に努めてき

たところ です。

平成26年度から導入された新地方公営企業会計制度の適用により、地方公営企業は、予算・決算・料金が三位一体の関係にあるなど、民間企業会計にはない特色を備えたものとなり、医療機関の経営のあり方に大きな影響を与えることになりました。

一方、経営面の根幹となっている診療報酬は、平成30年度に改定となり、本体（技術料）では、0.55%の引き上げ、薬価は、1.65%、医療材料は0.09%がそれぞれ引き下げとなるなど、全体では実質1.19%の引き下げが国の方針として示されました。

そのため、さらなるジェネリック医薬品の積極的な導入、診療材料等の見直しを図り、経営維持に努力が必要であると考えます。

医師の確保につきましては、県北の医療機関はもとより、特に僻地において医師不足がますます深刻化し診療にも影響が出てきており、僻地医療の中心的な担い手として県が行っている自治医科大卒医師の派遣も地域の要望に応えるには十分とは言えません。平成31年度も医師の確保は非常に厳しく、僻地医療提供体制を維持していくためのマンパワーの確保に苦慮している現状であるため、計画的な人材確保に取り組みます。

医師の確保は医療行政上、最も大きな課題の一つではありますが、僻地医療に対するの意欲向上や理解を深めてもらうために、県及び県北部広域行政事務組合を中心として宮崎大学医学部との連携を密に研修学生の受け入れ強化を図り、より充実した実習、研修等の機会の提供に加えて、医師の就労環境、若手医師のキャリア支援や人材育成の魅力ある環境整備に取り組みます。僻地医療機関における総合診療医を養成する指導医師確保とその定着を目指すとともに、地域包括医療局を中心に今後ともしっかりと医療機関での医療の充実はもとより、地域に向けて町民の安心と安全を担保しつつ、美郷町の地域医療を守る条例のもと「みんなで守ろう地域医療」を合い言葉に各種のイベント啓発活動にも努めます。

また、町内の3つの医療施設を総括する地域包括医療局を軸として、福祉を含めた医療と介護の連帯体制の強化を図りつつ、医療供給体制のあり方検討委員会の答申を受けて、地域医療を守るための医師の確保が継続的に安定してできるように、これからの美郷町の医療体制づくりの充実を進めてまいります。

12. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件により台風や梅雨時期等の集中豪雨などによる風水害や土砂災害が発生しやすい状況にあります。このことから美郷町地域防災計画及び美郷町防災ハザードマップに沿って、みずからの命はみずからが守る自助、近隣が互いに助け合って地域を守る共助、そして国や地方行政団体等の施策としての役場や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など公的支援を受ける公助の適正な役割分担に基づく防災協働社会の実現に向け、万全な防災体制の確立を目指してまいります。

13. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。

町としましても、地域密着性、要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備、あわせて自主防災組織の育成強化など、防災力の向上に取り組みます。

救急業務につきましては、従来どおり搬送（運転手・補助者）に関する業務の一

部を民間に委託することに加え、救急救命士を同乗させた救急車の運用を試行しております。役場職員等の救急搬送隊員に救急救命士による救急救命の専門業務が担保されたことにより、現場から病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側への確に伝えることが可能となり、病院側も受け入れ態勢の充実が図られ、もって的確な応急処置と病院搬送を効率的に運用することで、町民の安全で安心できる運用を目指します。

本年度も引き続き町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、住民サービスの充実を図ります。また、3台配備している高規格救急車で広域的な救急救命業務も視野に入れながら、施設の整備や従事者への教育・講習等を実施し、業務の充実に努めてまいります。

14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、国・県の対策事業を積極的に導入し計画的な対策を講じてまいります。

河川対策につきましては、洪水災害の原因となる河川の堆積土砂の撤去について県へ要望を行うとともに土砂処分場の確保に努めてまいります。

15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備のため、LED化の推進を図るなど犯罪の未然防止に努めてまいります。

16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会、交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図るとともに、特に高齢者ドライバーの交通安全の意識向上と高齢者の交通事故防止を図るため交通安全教育を実施します。また、交通安全施設や通学路の点検・改善も行ってまいります。

17. 教育の振興

本町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として心身ともに調和のとれた人間形成を目指して、教育推進を図ります。

次代を担う人財づくりを基本として、①生涯学習の推進、②学校教育の充実、③社会教育の推進を図ります。

また、魅力ある地域づくりを基本として、④コミュニティ対策の充実、⑤伝統文化の保存・継承と活用を図ってまいります。

①生涯学習の推進

住民の学習意欲の高まりは、まちづくりの活性化につながります。全ての町民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、いつでも誰でもみずからが意欲的に学習に取り組み、自己の充実と生きがいを目指すこととして、生涯学習の効果的な運営を図り、真に町民が期待する各種学級、講座、教室等を開催します。

また、図書館をはじめとする生涯学習施設の充実に努め、本町ならではの生涯学習社会の構築を積極的に進めてまいります。

芸術・文化の振興につきましては、文化活動基盤の充実に努めるとともに、すぐれた芸術や文化の鑑賞、芸術・文化団体の発表の場としてのイベント開催や指導者・後継者の育成、各種講演会を開催するなど文化活動の環境整備に努めます。

町民の健康意識が年々高くなっており、生涯スポーツの推進は体力向上や健康増

進のみならず地域の人々との輪をつなげる大きな役割と意義があります。スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、町民の一体感の醸成を図ることを目的に、日常生活において町民が気軽に親しめる環境づくりに努めます。

また、町体育協会や各種スポーツ団体との連携を強化し、美郷町スポーツデーの実施、その他各種大会を計画しながらその競技力の向上、スポーツによる町民の交流を図ってまいります。

②学校教育の充実

幼稚園教育につきましては、幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育の充実と教育環境の整備とともに、町民生活課や関係機関と連携しながら就学前教育の充実に努め、義務教育への総合的な指導の流れを一貫したものとし、小学校以降の生活や学習がスムーズになるよう努めます。また、保護者との教育相談や家庭教育の充実を図り、家庭と連携した幼稚園教育を進めます。

小・中学校の教育につきましては、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、知・徳・体の調和のとれた健やかな児童生徒の育成を目標とし、県の重点施策を総合的・体系的に示した第二次宮崎県教育振興基本計画の趣旨を踏まえた施策を展開します。

さらに、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした美郷ならではの教育推進を目指し、小中一貫教育の具現化に向けた取り組みを積極的に実施します。

開校5年目を迎える美郷北学園と同じく9年目を迎える美郷南学園の施設一体型小中一貫教育のさらなる推進と西郷地区における2021年4月の義務教育学校の開校に向けた施設等の整備を図ります。

また教育用タブレットなど、ICT機器を段階的に充実させ、より一層の学力向上と授業改善及び各個人に応じた特別支援教育の推進、児童生徒一人一人を大切にす生徒指導の充実、町独自の研修会等による教職員の指導力・資質向上に努めてまいります。

③社会教育の推進

少子高齢化や国際化、情報技術革新など急激に変化している社会においては、学習活動を継続して行われる学習社会の構築が求められています。町民が生きがいを持って過ごせる学習社会をつくることや個人や地域が抱えている課題を解決するための多様な学習要求に対応していくことが肝要であります。この学習社会を構築し、青少年から高齢者まで一人一人が社会貢献できる教育の場を積極的に提供し、社会教育の推進を図ります。

青少年交流事業や子供の体験活動推進事業を継続的にまた積極的に推進するなど、健全な青少年教育をはじめとして成人や女性、高齢者教育の充実を図るとともに、各種ボランティア活動に取り組み意識の高揚や活動の促進に努めます。

さらに、人権教育の充実や国際理解推進のための研修、情報教育の推進強化等に努めます。

町内の貴重な史跡や文化財の保護に努め、さらに町内の各地区・各地域に残る文化財の調査に努め、適正に保存・継承し有効に活用することに努めます。

また、町文化協会の組織強化や各芸術・文化サークル活動の育成を図り、伝統芸能等の文化事業を積極的に支援します。

家庭教育では、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭

の教育力向上に努めてまいります。

18. 地域コミュニティ対策

地域住民の活動や交流の場となる施設の有効利用や整備充実を図ることで社会教育団体が活発な活動を行うことができ、地域活力の促進につながります。地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の充実を図ることを第一に、婦人連絡協議会や青年団連絡協議会、高齢者クラブ連合会と子供会育成連絡協議会などの社会教育関係団体等の活性化を図ります。

また、町民と行政との協働のまちづくりの促進のため、自治公民館組織などの各地域団体の連携強化に努めてまいります。

19. 伝統文化の継承と活用

美郷町の各地には古くから地域に根差した民俗文化があり、地域住民の手によって大切に伝承されています。これらの民俗文化は、地域文化の振興を図る上で貴重な資源でありますので、伝統芸能等の保存、継承を図るために後継者や指導者の養成を積極的に支援します。

また、伝統芸能等の発表の場としてのイベントを開催し、地域文化の発信と伝統文化に触れる機会を充実させることに努めてまいります。

20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子供会育成会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により、友好のきずなは確実によりかたく結ばれてきており、昨年度に姉妹都市盟約締結30周年を迎え、青少年の交流事業を拡大させたところであります。

また、豊見城市において記念式典をとり行い、太平洋戦時中の学童疎開が縁で生まれたこの姉妹都市交流の重要性を改めて再認識した式典となりました。今後も積極的に交流を図ります。

韓国扶餘邑との国際交流につきましては、姉妹都市交流事業や、韓国から招聘する国際交流員を活用したハングル講座や幼小中学への国際理解教育、異文化紹介など事業を継続してまいります。

また、百済王族にまつわる伝説等を生かした取り組みに関する協定により関係市町と締結したことに鑑み、関係市町及び県と協力し地域間交流を生かした地域活性化を図ります。

小中学校の交流事業では、姉妹校である韓国林川（イムチョン）中学校への派遣事業をはじめ、国内外にある友好都市との親善交流を充実し、国際感覚を身につけた青少年の育成に努めてまいります。

21. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地方分権が推進されている今日、地域の特性に応じた施策を実現する環境が整備されてきました。地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。

私の公約でもある「町民とつくる対話と協働の町政」のもと、昨年度から本年度にかけて全24行政区で町政懇談会を開催することとしており、昨年度は13地区で開催をいたしました。

本年度は残りの11地区で開催し、町民の町政に対する意見や提案を広く収集するよう努めてまいります。

また、町政懇談会の形態も町民と膝を突き合わせて気軽に懇談できるような場となるよう見直しを図ります。さらに、町政に関する広報を充実させ、あらゆる媒体

を活用し町民がさまざまな情報を得られるよう努めてまいります。

②町民との協働の推進

地方分権に基づく住みよい地域社会の形成には、町民と行政との良好なパートナーシップが重要です。行政と町内の各地域及び各団体の役割を明確にし、それぞれが主体性を持ち、その能力を十分発揮して活動するとともに、相互に連携・補完しながら町民と行政が協働したまちづくりを推進していきます。

計画の策定や事業の運営等、まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。各種委員の登用に当たっては、各分野にわたって新たな人材の発掘と若年層や女性委員の登用に努めてまいります。

22. 行政運営の充実・強化

①効率的な行政基盤の確立

本町では、合併後に美郷町行政改革大綱に基づき、限られた資源を有効に活用することで本町の基盤づくりに努めるとともに、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

引き続き、早急に対応しなければならない山積する課題に対して、安定した行政運営ができる体制の確立を図るため、平成29年1月に策定した第4次美郷町行政改革大綱に基づき、住民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

中でも、事務処理における無駄の削減、事務事業の見直し、職員数の適正管理による行政コストの縮減、将来の行政需要を精査し資産の適正管理を図るなど、身の丈にあった行政運営に努めます。

また、本年4月より行政組織の再編を行いますが、再編後の体制について検証をしながら、今後も引き続き簡素で効率的な組織運営により多様化する行政需要への迅速・適格な対応に努めてまいります。

②職員資質の向上

時代の変化を敏感に感じ、常に創意・工夫を持って組織の効率化と、業務の品質向上を目指すとともに、町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。

本年度はその一環として、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む協働のまちづくりを推進することを目的としましたまちづくり地域サポーター制度をスタートさせます。

まずは、職員が地域に出向き地域を知ることで、地域と行政をつなぐパイプ役を目指すことといたします。そして、人事管理や職場環境、組織育成、職員研修の一層の充実を図るため組織づくりを一体的に推進します。

また、本町に適した職員数で新たな行政課題や多様なニーズに的確に対応するため、各種研修を積極的に推進するとともに、職員相互の啓発意欲の高揚及び政策形成能力の向上を図るため、職員みずからが広く調査研究する自主研究グループの活動を推進します。

さらに、利用者の立場に立った窓口手続の簡素・効率化や窓口サービスの充実に努めてまいります。

23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、最大の課題と位置づけ、今まで以上に自主財源の確保と節減合理化を進めます。

そのため、住民税や固定資産税をはじめとする町税の適正で公平な課税と徴収に

努め、自主財源の確保を行い、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力してまいります。

②ふるさと応援寄附金

昨年度から美郷町のふるさと納税返礼品を充実させ、応援寄附金額も大幅な増額となりました。今後も、ふるさと納税返礼品を充実させるとともに、合わせて組織の充実も図り、町民一体となり、貴重な自主財源確保に努めてまいります。

③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、平成30年度に一筆調査をしました南郷の上渡川地区4区域、6.75平方キロメートルの地積（面積）測定、認証請求業務を行うとともに、新たに上渡川地区1区域、中渡川3区域、8.97平方キロメートルの一筆地調査と、同じく一筆地調査を完了した上渡川地区1区域5.75平方キロメートルを加えた14.72平方キロメートルの地籍測量業務を実施することとしています。

平成31年度末には、累積面積が159.73平方キロメートル、進捗率90.99%になる予定で、今後とも早期完了を目指しながら、計画的に事業を推進してまいります。

（結び）

結びに、新年度の予算につきましては、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定から一本算定への移行期間に平成28年度から入って4年目となること、また、地方創生の総合戦略が4年目を迎えることなどを踏まえつつ、多様化する町民ニーズを的確に捉え、良質なまちづくりと地域経済の活性化につながる事業にも意を払い、限られた財源を効率的・効果的に配分するとともに、合理的かつ効果的な事務執行により歳出削減を行うなど、町の活性化と財政健全化の両立を念頭に予算編成を行いました。

結果、一般会計予算で総額が74億3,600万6,000円となり、平成30年度の一般会計補正予算（第1号）、いわゆる肉づけ予算との比較では、1億8,647万3,000円、2.6%の増額となりました。

まず、歳出での主な計上額につきましては、総務費が12億9,720万6,000円、民生費が8億6,148万3,000円、農林水産業費が10億5,453万9,000円、土木費が6億4,311万3,000円、教育費が6億2,908万9,000円、公債費が11億2,764万円、諸支出金に8億2,308万9,000円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税が35億4,151万3,000円で全体の47.6%、町税が6億3,795万6,000円、国県支出金があわせて10億7,048万6,000円となり、基金繰入金としましては、財政調整基金から6億9,489万3,000円の繰り入れとしました。

町債は、総額で8億3,400万円とし、主なものとしましては過疎対策事業債3億220万円、合併特例事業債3億3,940万円を計上いたしました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計が11億3,241万3,000円、介護保険事業特別会計が10億5,558万7,000円、後期高齢者医療特別会計が2億2,592万8,000円、簡易水道事業特別会計が1億6,656万7,000円、農業集落排水事業特別会計が1億643万2,000円、さらに国民健康保険診療所事業特別会計が3億4,162万9,000円となりました。

また、国民健康保険病院事業会計の収益的収支と資本的収支は7億6,662万円を予定しており、医業収益は4億4,984万1,000円を見込んでいます。

このことから、7つの特別会計の予算総額は、37億9,517万6,000円となり、一般会計と合わせた平成31年度的美郷町の予算総額は、112億3,118万2,000円となりました。

以上、平成31年度の施政方針と予算規模について述べましたが、豊かで活力ある安全・安心な郷づくりの実現を目指して、全力を尽くしてまいりたいと思います。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願いします。

以上で、終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第3日目の3月6日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第45 発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

本案について、議会運営委員長 園田 義彦委員長より説明を求めます。

議会運営委員長。

【議会運営委員長 園田 義彦】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

議会運営委員長。

【議会運営委員長 園田 義彦】

発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議について、説明を行います。

本案は、会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

先の全員協議会で執行部から株式会社 南郷温泉の債務超過についての説明があったこと、また、国においては第三セクター等の経営健全化方針を策定するよう地方公共団体に求めていることなどを踏まえ、議会においてもこの第三セクター問題について積極的により詳しく調査研究を行う必要があると判断したことから、特別委員会を設置し、調査研究を行うものです。

特別委員会の概要については、名称を第三セクター調査特別委員会とします。

目的については、第三セクター株式会社 南郷温泉及び株式会社レイクランド西郷の経営等に関する調査研究。

委員の定数を10名、審査期間を議決の日から2021年2月21日までとして、合わせて議会の閉会中も継続して審議できるものとするという設置の提案です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【議長 甲斐 秀徳】

提案理由の説明が終わりました。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

この発議は議会運営委員会の発議でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

【議長 甲斐 秀徳】

発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 甲斐 秀徳】

起立全員であります。

したがいまして、発委第1号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

なお、設置期間は、議員の任期が終了するまでとし、閉会中の調査研究等の活動ができることとしました。

【議長 甲斐 秀徳】

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、お配りの名簿を確認ください。

委員会条例第8条第4項の規定によって、議長を除く10名を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員はお配りの名簿のとおり、議長を除く10名を選任することに決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

お諮りします。

第三セクターに関する調査、検討の上で必要な資料については、その都度求めることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 甲斐 秀徳】

異議なしと認めます。

したがって、必要な資料については、その都度求めること決定しました。

【議長 甲斐 秀徳】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

明日3月5日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようお願いいたします。

本日は、これで散会します。

【事務局長 尾田 靖】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午後1時59分)